

相模原市市民協働推進基本計画

(答申)

平成25年11月5日

相模原市市民協働推進審議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2

第2章 市のこれまでの取組みと現状・課題

1	市のこれまでの取組み	3
2	市民協働推進条例の制定	7
3	現状と課題	9

第3章 取組みの基本的な方向

1	目指す姿	29
2	取組みの方向	30

第4章 協働を推進するための取組み

1	目標と成果指標	35
	基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信	37
	基本施策2 協働に関する学習機会の提供	39
	基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援	41
	基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供	43
	基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供	45
	基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり	47

第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	49
2	実効性の確保	49

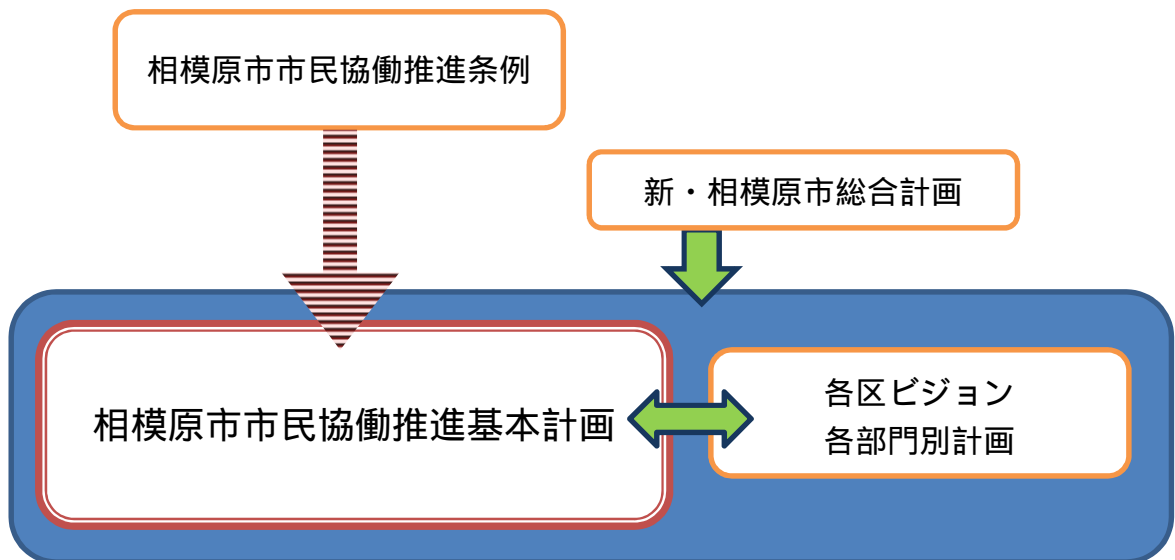
第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

相模原市市民協働推進基本計画は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、「皆で担う地域社会」を実現するという目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、相模原市市民協働推進条例第8条に基づく市民協働推進基本計画です。また、本計画は「新・相模原市総合計画」部門別計画（皆で担うまちづくりの推進）に位置づけられており、市の協働を推進するための方向性や取組みを明らかにするもので、各区の地域性に即した協働の取組みが掲載されている区ビジョンや、分野ごとに策定された部門別計画とも関連しています。



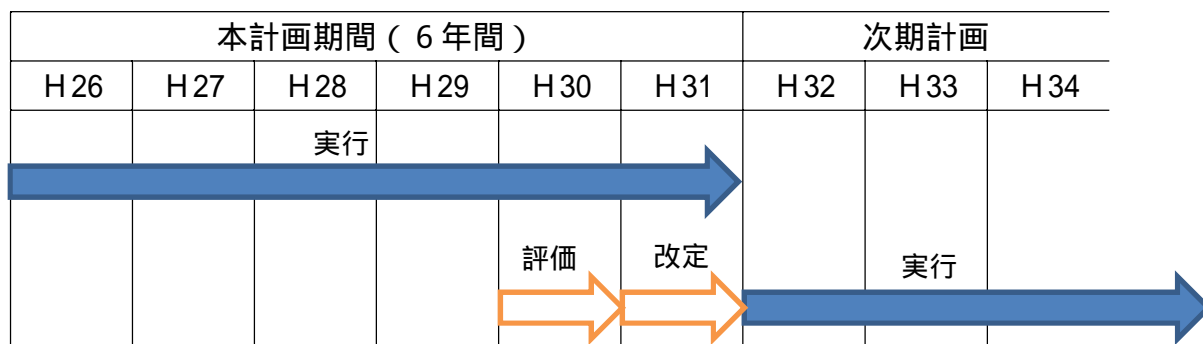
【新・相模原市総合計画とは】

将来の相模原市をどのような形にしていくのかを示す「まちづくりの指針」となるもので、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めています。「人・自然・産業が共生する活力あるさがみはら」を期間中に実現する都市像に定め、基本目標として「

誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」「 . 学びあい人と地域をはぐくむ教育・文化都市」「 . 安らぎと潤いがあふれる環境共生都市」「 . 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」「 . 市民とともに創る自立分権都市」の5つの目標を掲げて推進しています。計画期間は 2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度までの 10 年間となっています。

3 計画の期間

新・相模原市総合計画の期間と整合を図るため、平成 26 年度から平成 31 年度までの 6 年間とします。



第2章 市のこれまでの取組みと現状・課題

1 市のこれまでの取組み

少子高齢化や身近な公共の課題の複雑化・多様化などの社会情勢の変化に伴い、持続的に発展できる、「皆で担う地域社会」を実現することが求められています。その創造には、市民が自ら考え、共に行動し、参加する新しいまちづくりに取り組む必要があります。

相模原市では、平成13年6月に発足した「市民活動促進懇談会」からの提言を受け、平成14年10月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置し、市民活動を促進してきました。

また、同じく平成13年6月に発足した「パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会」からの提言を受け、個人、自治会、NPO^{注1}、大学、企業、団体等のまちづくりを担う可能性を持つ全ての主体が協働を進めるため「さがみはらパートナーシップ推進指針」(以下「指針」という。)を平成15年2月に策定いたしました。この指針に基づき、企業等と連携した「モデル事業」の実施や、「相模原市協働事業提案制度」、「相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド」の創設など、協働に関する施策を推進してきました。

さらに平成20年6月には「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」からパートナーシップの基本を定める条例として「みんなが担い手条例市民案」が提案され、これを踏まえて、「市民活動」「地域活動」「協働」を推進する条例を「市民協働推進条例検討委員会」において検討してきました。

さがみはらパートナーシップ推進指針における推進方策

- (1) パートナーシップ意識の普及、啓発
- (2) 市政への市民参加の拡充
- (3) 市民活動を推進するための環境づくり
- (4) 先駆的な取組みによるパートナーシップの推進
- (5) パートナーシップを推進するための基盤整備

注1:NPO

「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。ボランティア団体や民間の非営利活動団体がNPOと呼ばれており、まちづくりを進める主役の一つとして注目を集めています。

本市の協働に関する主な取組み

年度	月	内容
平成13年度	6月	市民活動促進懇談会発足
		パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会発足
	3月	市民活動促進懇談会から「(仮称)市民活動サポートセンターについての提言」
平成14年度	5月	市民活動促進懇談会から「相模原市の市民活動の推進に向けた提言」
	10月	さがみはら市民活動サポートセンター設置
	12月	協働する市民社会をめざして～さがみはらパートナーシップ推進指針への提言～
	2月	さがみはらパートナーシップ推進指針～協働する市民社会をめざして～ 策定
平成15年度	4月	街美化アダプト制度設立
		相模原市パブリック・コメント手続実施要綱策定
平成16年度	2月	フォーラム「さがみはらの底力」開催
平成17年度	4月	(仮称)さがみはらパートナーシップ市民委員会準備会設置
平成18年度	4月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはら設立
	5月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらと市長のパートナーシップ協定締結
平成19年度	5月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらから、相模原市における市民と行政の効果的な協働事業の仕組み～協働事業提案・検証制度の創設～の提言
	6月	相模原・町田大学地域コンソーシアム設立
	7月	地域を元気にする検討会議設置
平成20年度	4月	相模原市協働事業提案制度設立
		相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド設立
	6月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらから「パートナーシップの基本を定める条例 提案書～(仮)みんなが担い手条例 市民案～」 地域を元気にする検討会議 提言書
	2月	相模原市市民協働推進条例検討委員会設置
平成22年度	4月	区民会議の設置、まちづくり会議の支援
	7月	さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会設置
	10月	公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム設立
平成23年度	5月	相模原市市民協働推進条例検討委員会 提案
	1月	さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会 提言
	3月	相模原市市民協働推進条例制定
		相模原市立市民・大学交流センター条例制定 相模原市特定非営利活動促進法施行条例制定
平成24年度	6月	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例制定
	8月	区ビジョン策定(緑・中央・南)
		相模原市市民協働推進審議会設置
	12月	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例制定
3月	相模原市立市民・大学交流センター(愛称:ユニコムプラザさがみはら)開所	
平成25年度	8月	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定締結

さがみはらパートナーシップ推進指針に位置づけられた主な取組み

(1) パートナーシップ意識の普及、啓発

市民や市職員がパートナーシップの原則や基本方針を理解し、それに基づき行動できるよう、地域、学校、企業、行政などあらゆる場でパートナーシップ意識を普及・啓発する取組み

5 施策 13 事業 実施済み

主な事業等

自治会、市民活動団体、商工会議所、社会福祉協議会などへの指針の説明
市公民館連絡協議会、公民館長連絡協議会への情報提供
学校と地域の協働推進コーディネーターの設置
まちづくりセミナーの開催
職員研修における意識啓発

(2) 市政への市民参加の拡充

市政情報について、市民にわかりやすく積極的に提供するとともに、既存制度の見直しや新たな手法により、政策形成から事業実施、評価段階まで、事業推進プロセス全体を通して、市政への積極的な市民参加を拡充する取組み

7 施策 14 事業 実施済み

主な事業等

市政モニター制度のインターネット利用
区民会議の設置
まちづくり会議の支援
ワークショップ手法の活用
パブリックコメント制度の運用

(3) 市民活動を推進するための環境づくり

市民活動に関する情報の共有化を図るほか、人材育成や人的資源の活用を進めるとともに、活動場所の確保や財政的な支援、新たな仕組みの構築に努めるなど、市民の自主的な活動を推進する取組み

14 施策 37 事業 実施済み

主な事業等

相模原市市民活動中間支援施設連絡会（通称：相模ボラディア）による
市民活動団体検索システムの作成・運営
企業による調査研究活動へのアドバイス
人材バンクの創設・運用（たすかるバンク、いるかバンク）
さがみはら市民活動サポートセンターの運営
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立支援
市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」の創設・運営
協働事業提案制度の創設・運用

(4) 先駆的な取組みによるパートナーシップの推進

パートナーシップの原則や手法を多くの人が理解し、実感できるよう、パートナーシップによる実践が相応しい事業をモデル事業として位置づけ、推進する先駆的な取組み

26のモデル事業 実施済み

主な事業等

計画策定などへの新たな市民参加手法の積極的な活用
NPO法人をはじめとした市民活動団体への事業委託等の推進
ボランティア・NPO等と連携した事業推進や人材の育成
アダプト制度による事業の推進
イベントなどにおける市民主導の企画・運営の推進

(5) パートナーシップを推進するための基盤整備

制度やマニュアルづくりなど、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るとともに、庁内分権の推進や行政体制の確立など、パートナーシップの基盤整備をする取組み

4施策 8事業 実施済み

主な事業等

相模原市市民協働推進条例の制定
市ホームページにおける要綱等閲覧システムの構築・運営
庁内組織「都市内分権推進検討プロジェクトチーム」における研究・報告

相模原市市民活動中間支援施設連絡会（通称：相模ボラディア）

さがみはら市民活動サポートセンター、さがみはら国際交流ラウンジ、相模原市社会福祉協議会ボランティアセンターで組織する連絡会。市民自らが考え、共に行動し、参加するまちづくりの実現のため、相模原市内の市民活動を支援する中間支援施設間の連携協働を進めることを目的とし、市民活動に関する情報の提供、市民活動促進に関する情報交換や共同研修、各施設の連携による協働事業等が行われている。

2 市民協働推進条例の制定

平成23年5月に「相模原市市民協働推進条例検討委員会」からの提案を受け、協働に関する市の姿勢を明らかにし、今後一層推進するため、平成24年3月に「相模原市市民協働推進条例」(以下「条例」という。)を制定いたしました。

この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とするものです。

相模原市市民協働推進条例 前文

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

定義

相模原市市民協働推進条例では、以下のとおり用語を定義しています。

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

(2) 協働

市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。

(3) 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(4) 市民活動

市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

3 現状と課題

本市は、平成18年3月に津久井町及び相模湖町、平成19年3月には、城山町及び藤野町が合併し、豊かな自然と都市機能を併せもつ人口70万人を超える都市となりました。また、平成22年4月には政令指定都市に移行し、区制が施行されました。

都市としての社会的な変化に加えて、平成23年3月の東日本大震災を契機として、地域の絆を大切にすることの必要性が改めて認識され、お互いに支え合い、助け合う意識も高まってきています。

こうした変化を踏まえて、統計や意識調査の結果から現状と課題の分析を行いました。

(1) 合併後の人口と自治会加入率の推移

本市では、合併により平成19年に人口が70万人を超え、その後もほぼ毎年増加を続けています。人口及び世帯数は増加しているのに対し、1世帯当たりの人数は減少していることから、単身世帯や少人数世帯が増加していることも伺えますが、自治会の加入率、加入世帯数はともに減少傾向にあります。

加入率が下がる原因として、転入して未加入のままの世帯があることや、ライフスタイルの変化等により退会する世帯があることが考えられます。

自治会・町内会への未加入理由として、「加入の勧誘を受けたことがない」「活動内容がよく分からない」「役員、班長、区長などになることに負担感がある」こと等が挙げられます。

地域活動の中心的存在である自治会への加入は、地域の防犯や美化などの身近な問題に関連してくることから、新たに転入してきた世帯への勧誘や、自治会へ加入していない世帯にも、自治会活動の情報を提供し、加入を促進する必要があります。

また、地域活動を活発にするためには、皆が地域の構成員であり、地域の課題は地域で解決していくという意識を一人ひとりが持つことも必要です。役員の高齢化や担い手不足に対応するため、後継者を育成することも重要です。

注2:推計人口

推計人口とは、5年ごとに行う国勢調査で確定した人口を基礎人口とし、以後、住民基本台帳法及び戸籍法の規定に基づき毎月届出のあった、出生・死亡、転入・転出等の人口を加減して算出した人口です。

合併後の人口と世帯数及び世帯人数 (各年度4月1日現在の推計人口^{注2})

年度	人口	世帯数	世帯人数
平成18年度	667,250	272,617	2.45
19	703,178	288,256	2.44
20	706,295	292,551	2.41
21	710,336	296,789	2.39
22	712,604	299,634	2.38
23	717,684	304,177	2.36
24	718,695	307,300	2.34
25	718,602	309,946	2.32

合併終了後

世帯人数 = 人口 / 世帯数

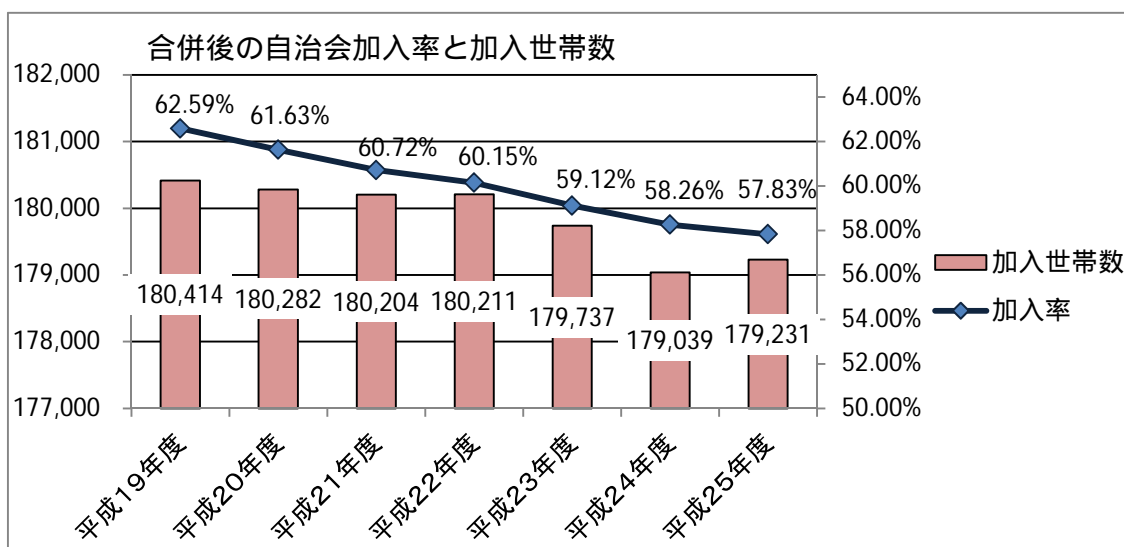
資料：各年版相模原市統計書

合併後の自治会加入率と加入世帯数 (各年度4月1日現在)

年度	加入率	加入世帯数	世帯数
平成19年度	62.59%	180,414	288,256
20	61.63%	180,282	292,551
21	60.72%	180,204	296,789
22	60.15%	180,211	299,634
23	59.12%	179,737	304,177
24	58.26%	179,039	307,300
25	57.83%	179,231	309,946
緑区	57.15%	41,432	72,496
中央区	56.25%	64,325	114,362
南区	59.69%	73,474	123,088

加入率 = 加入世帯数 / 世帯数

資料：市民局市民協働推進課



資料：市民局市民協働推進課

(2) 市内のNPO及びNPO法人数の推移

本市では、平成14年10月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置しました。同センターは一般に利用できるオープンスペースや、登録団体が使用できる会議室等があります。登録団体数は、団体の実態調査をして整理した平成22年度を除いて年々増加しており、市民活動が活発化していることが伺えます。しかし、同センターの規模は変わっていないため、団体の需要に応えきれない部分があり、同様の機能を持つ施設の整備等について検討していくことが必要です。

また、平成10年12月の「特定非営利活動促進法」施行以来、市内のNPO法人^{注3}数も増加を続けており、平成22年4月の政令指定都市移行時から、本市において認証等を行うこととなりました。毎年新たに認証する法人がある一方で、解散をする法人もあります。解散の理由は様々ですが、中心的に活動を行っていた人物が活動できなくなったことによる部分も大きく、活動を継続させていくためには、後継者の育成が求められます。

市民活動団体は、団体の規模による差も大きいのですが、一般に活動資金等で苦労していることが少なくなく、市民活動が活発に行われるためには、安定的に活動できる環境を整えることも必要です。

さがみはら市民活動サポートセンター

多様化する市民ニーズにこたえて、個性豊かなまちづくりを行うために、市民やボランティア団体などの市民活動団体等と行政が、協働してまちづくりを進めることが重要になってきており、その活動を支援する拠点です。

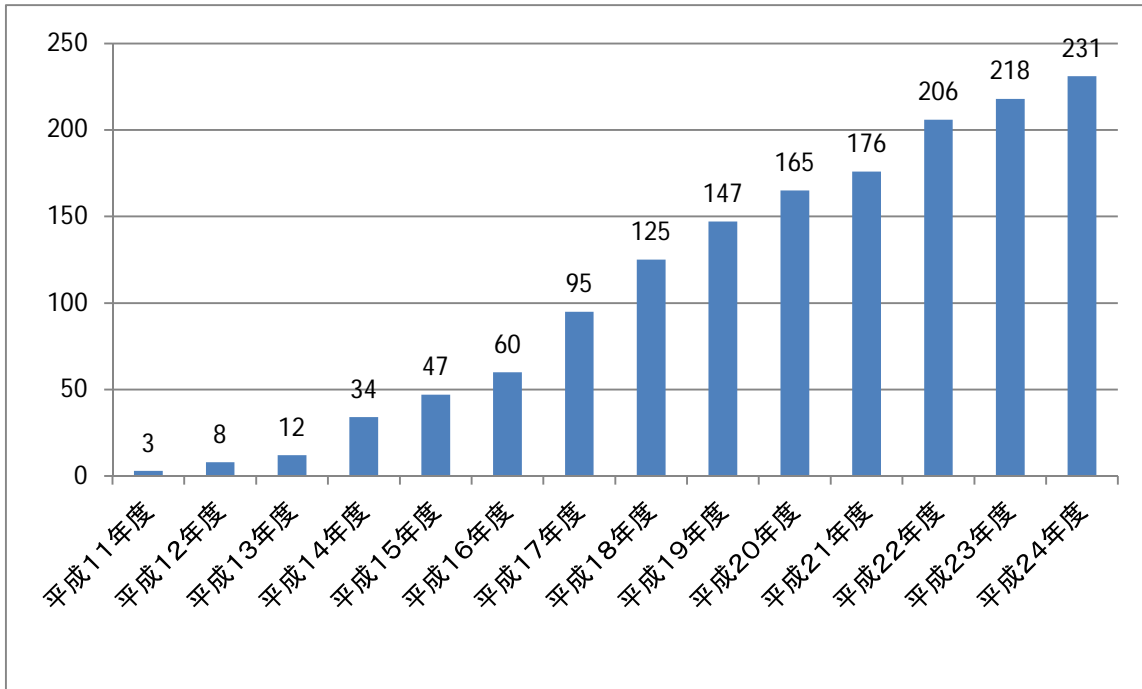
同センターでは、会議や打合せ、作業などの場の提供や活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動活性化講座や市民活動フェスタの開催、さらにこれから団体を立ち上げるにあたっての運営等の相談などを行っており、NPO法人が管理運営を行っています。



(平成14年10月開所)

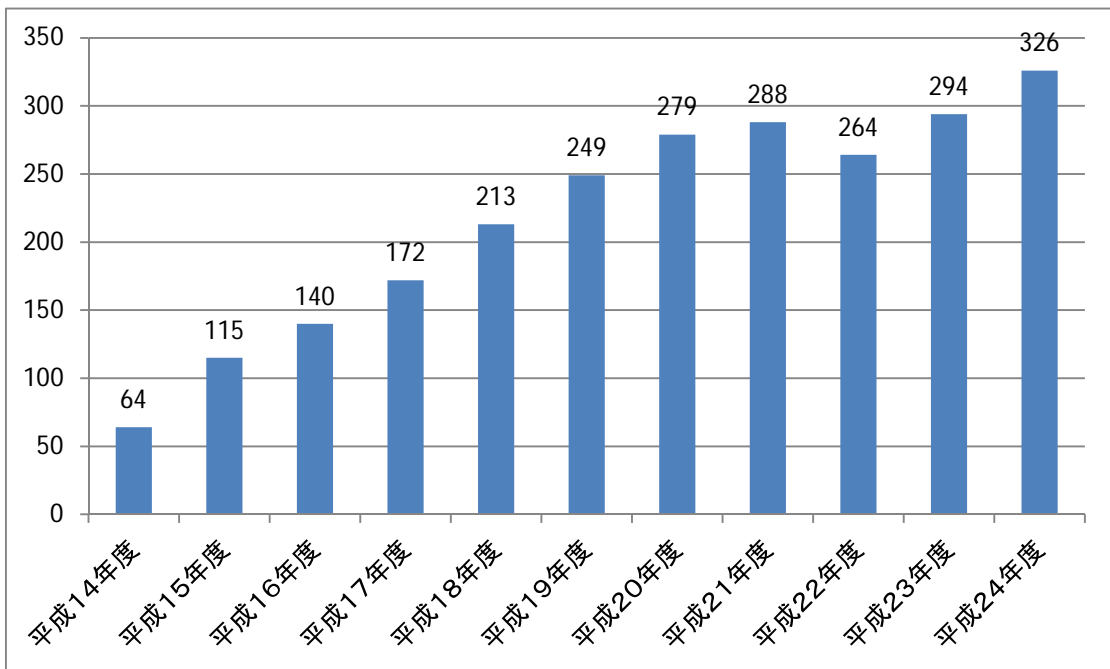
市内NPO法人数の推移

(各年度3月31日現在)



資料：市民局市民協働推進課

さがみはら市民活動サポートセンター登録団体数の推移(各年度3月31日現在)



資料：市民局市民協働推進課

注3:NPO法人(特定非営利活動法人)

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

(3) 大学・企業の活動

本市には、大学・短期大学・専修学校・各種学校が13校あり、個人事業主を含め事業所が2万4790所（平成21年経済センサス-基礎調査結果より）あります。このうち、50人以上の事業所も696所にのぼります。

大学・企業は地域の一員としてまちづくりに不可欠な存在であり、区民会議やまちづくり会議、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムにおいて、会員として会議に参加し、連携が行われています。また、環境、美化、文化、災害、防犯等の各分野で大学や企業と市で協定を締結する取り組みが行われています。

しかし、地域活動団体や市民活動団体が大学や企業と連携を行う機会は少なく、多くはお互いにどんな活動が行われているかを知らない状態にあります。

お互いを知ることから協働が始まるため、大学や企業の特性を生かして連携していくには、活動事例などの情報を発信することや、知り合うための機会を設けることも重要です。

従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）

【平成21年経済センサス-基礎調査 結果】 平成21年7月1日現在

総 数		1～4人		5～9人		10～19人	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
24,790	252,931	14,591	31,295	4,835	31,524	2,802	37,648
20～29人		30～49人		50～99人		100人以上	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
1,093	25,907	738	27,620	434	29,440	262	69,497

資料：平成24年版相模原市統計書

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

相模原市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政など様々な主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された組織です。

多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」、新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱とし、参加機関それぞれの得意分野を活かしながら様々な事業を展開しています。

市民・大学交流センター（愛称：ユニコムプラザさがみはら）

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、新たな地域活動や市民活動を創造するための拠点がユニコムプラザさがみはらです。

ユニコムプラザさがみはらには、市民と大学が交流する場の提供や大学等の研究・教育活動・地域連携の取組み等を発信する「交流・発信機能」、市民が地域課題の解決等につながる専門的な知識や技術を学習したり、市民と大学が共同して研究する機械を提供する「学習・研究機能」、市民と大学が連携を深め、課題解決等に取り組むための「リエゾン（橋渡し）機能」があります。

大学情報コーナー：教育・研究活動や地域貢献活動など、様々な大学の情報を発信します



地域情報コーナー：地域活動、市民活動など、様々な地域の情報を発信します



（平成25年3月開所）

（4）地域のまちづくりの活動

相模原市では、平成22年4月の政令指定都市移行時に区制を導入し、緑区・中央区・南区の3区を設置するとともに、本市の歴史や特性を考慮して22のまちづくり区域を定めました。各地区には、大規模なマンションや商業施設が立ち並ぶ地域もあれば、森林や湖などの豊かな自然を持つ地域もあります。歴史的建造物や遺跡がある地域、工業団地等の産業集積地域、商業地域、大学等がある地域など、地域ごとに様々な特色があります。また、昔から相模原に住

んでいる人が多い地域や、子育て世代が多い地域、学生が多く集まる地域、余暇を楽しむために訪れる人が多い地域など、地域に集まる人々にも様々な特色がみられます。こうした特色を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議等を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しており、今後も継続していくことが必要です。

また、市内には地域の学びの拠点として32館の公民館が運営されています。各館では、利用者による文化・スポーツ等の様々な取組みをはじめ、公民館の主催事業も盛んに催され、公民館機能が全国的に転換、縮小に向かう傾向がある中、社会教育活動の拠点として発展してきています。こうした活動で育成された人材がまちづくりに生かされるよう、地域の連携を強化していくことも必要です。

まちづくり区域と区役所又はまちづくりセンター及び公民館の配置



各区役所及び各まちづくりセンターを拠点としてまちづくりが進められます（小山地区、清新地区、横山地区、中央地区、星が丘地区、光が丘地区のまちづくりセンター機能は、中央区役所が担当します）。

まちづくり区域の名称及び人口・面積（平成25年4月1日現在の推計人口）

緑区（6地区） （176,511人 / 253.81 km ² ）			中央区（9地区） （266,655人 / 36.84 km ² ）			南区（7地区） （275,436人 / 38.18 km ² ）		
地区名	人口(人)	面積(Km ²)	地区名	人口(人)	面積(Km ²)	地区名	人口(人)	面積(Km ²)
橋本	73,930	7.75	小山	20,613	3.57	大野中	63,041	8.03
大沢	33,188	7.62	清新	29,699	2.83	大野南	74,040	5.50
城山	23,584	19.90	横山	13,550	1.82	麻溝	18,035	8.29
津久井	26,753	122.04	中央	35,806	3.43	新磯	13,146	6.54
相模湖	9,288	31.59	星が丘	17,493	1.39	相模台	45,373	5.46
藤野	9,768	64.91	光が丘	27,312	2.48	相武台	20,171	1.38
			大野北	58,567	6.45	東林	41,630	2.98
			田名	30,294	9.67			
			上溝	33,321	5.20			

資料：平成25年度版相模原市統計書

公民館の利用状況

年度別	公民館数	開館日数	施設利用日数	延利用団体数	延利用者数	1館当たり1日平均利用者数
平成19年度	32	10,259	10,218	125,961	1,748,202	171.1
20	32	10,036	9,991	134,922	1,702,867	170.4
21	32	10,544	9,919	130,227	1,858,710	187.4
22	32	10,476	9,947	129,979	1,905,555	191.6
23	32	10,571	10,027	130,308	1,914,372	190.9
緑区	12	3,631	3,093	31,583	490,081	158.4
中央区	10	3,470	3,467	46,550	678,741	195.8
南区	10	3,470	3,467	52,175	745,550	215.0

（注）1館当たり1日平均利用者数は、延利用者数を施設利用日数で除したものである。

資料：平成24年度版相模原市統計書

区民会議

各区に設置した、区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化するための方策などを話し合う会議。区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団体から推薦された者、区内の住民、学識経験のある者等で構成されています。

まちづくり会議

各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが協働して取り組むための会議。自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、PTAなど、各地区で活動している団体等で構成されています。

(5) 市民協働のまちづくりに関する意識調査等

相模原市では本計画策定の参考とするため、平成24年度に市政モニター制度を利用した地域活動・市民活動（協働）についての意識調査、平成25年度は、地域活動団体や市民活動団体等へのヒアリング、一般市民に対する市民協働のまちづくりに関する意識調査を実施いたしました。

市政モニター調査

調査目的	市民協働推進基本計画を検討するにあたり、市民活動や地域活動（協働）について基礎調査を行うこと
調査対象	市政モニター登録者(相模原市在住の16歳以上の男女で、公職の人やモニター経験が2年以上の人は除く)
標本数	191人
調査時期	平成25年2月4日～2月18日
有効回収数 (有効回収率)	183件(95.8%)
結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・地域活動や市民活動に参加したことが無い理由は、「どんな活動があるのか分からない」が一番多く、次いで「忙しくて時間が無い」である。・「協働」という言葉に対する認知度は4割程度。・協働に関する情報の入手方法はインターネットより「広報紙、新聞などの情報誌」「チラシ、ポスターの方が多く、入手先は公民館や自治会の掲示板が多い。・自由意見に「相模原」を誇れるよう、地域を盛り上げていきたいという意見が複数ある。 <p>これらの結果から、本調査には「協働」という言葉を極力設問には使用せず、相模原への愛着、まちづくり及びそのための活動をどう考えるか等の視点を盛り込むこととした。</p>

団体へのヒアリング

調査目的	市民協働推進基本計画を検討するにあたり、団体の活動内容や、重要と考えること等を知ること
団体数	4団体
活動主体 / 分野	大学（学生） / 環境まちづくり 地域活動団体 / 安全安心・防犯 市民活動団体（協働事業） / 子育て 市民活動団体（中間支援） / 団体支援
ヒアリング日	平成25年5月13日
ヒアリング内容	活動の内容と課題等について
結果の概要	4団体に共通した内容 ・言葉の使い方を大切にしている ・活動の推進者であるキーパーソンを重要視している ・人材育成目標を立てている ・活動を継続していく仕組みを作ろうとしている ・協働するにあたり、相手とよく話し合い、お互いを尊重しながら協働できる部分を調整している

市民意識調査

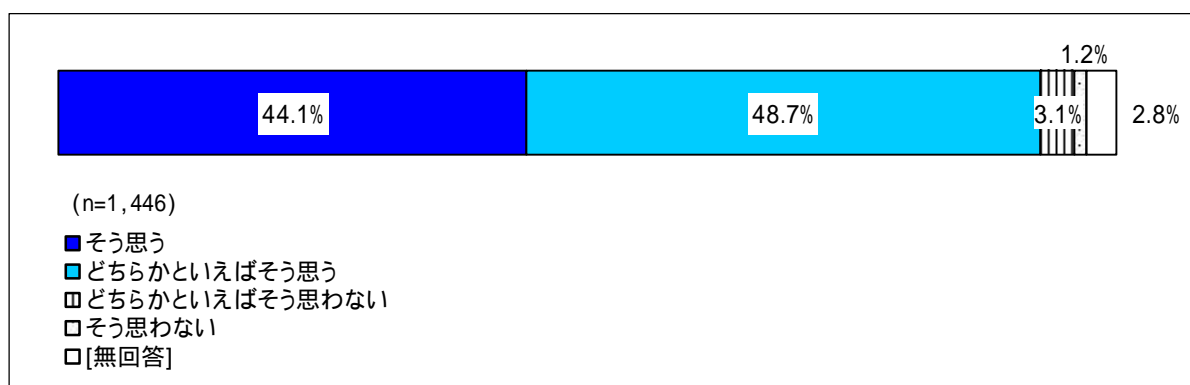
調査目的	市民協働推進基本計画を検討するにあたり、市民協働のまちづくりに関する市民の考え方や現状を知ること
調査地域	相模原市全域
調査対象	相模原市在住の20歳以上の男女
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送調査法（郵送配布 - 郵送回収）（回答者は無記名）
調査時期	平成25年8月9日～8月30日
有効回収数 （有効回収率）	1,446件（48.2%）
結果の概要	次ページ以降に掲載

グラフの中のnは、回答者数を表します。

まちづくりへの参加についての考え方

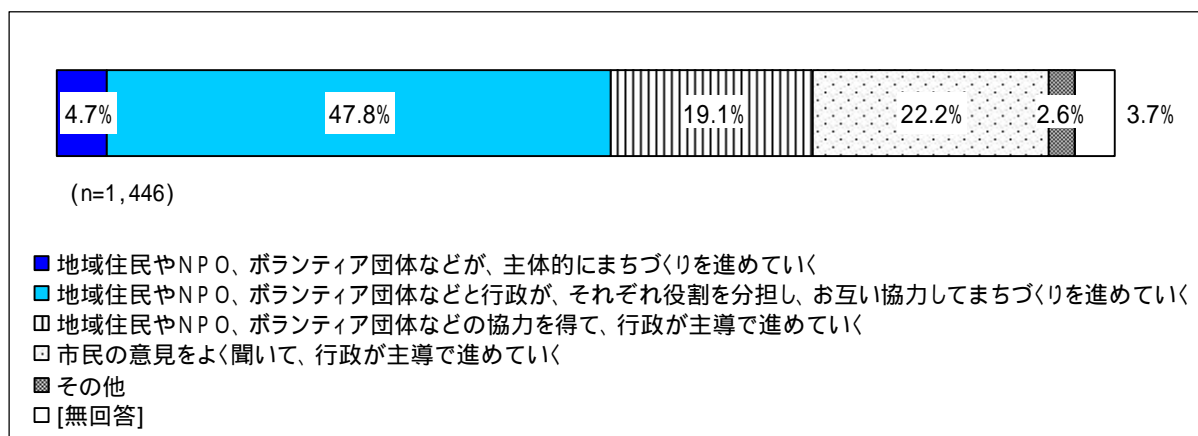
ア) 市民と市民の協働について

「地域の特色を生かし、より住みやすくするためには、市民の皆さんがお互いに連携し、協力して活動することが重要という考え方」について尋ねた結果、「そう思う」(44.1%)と「どちらかといえばそう思う」(48.7%)を合わせた「市民同士が連携し、協力して活動することが重要と考える人」は92.8%となっています。



イ) 市民と市の協働について

「地域の特色を生かしたまちづくりを進めるために、市民や行政がどのように取り組むことが重要と考えるか」について尋ねた結果、「地域住民やNPO、ボランティア団体などと行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく」(47.8%)が最も比率が高く、次いで「市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく」(22.2%)、「地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく」(19.1%)となっています。



地域活動や市民活動について

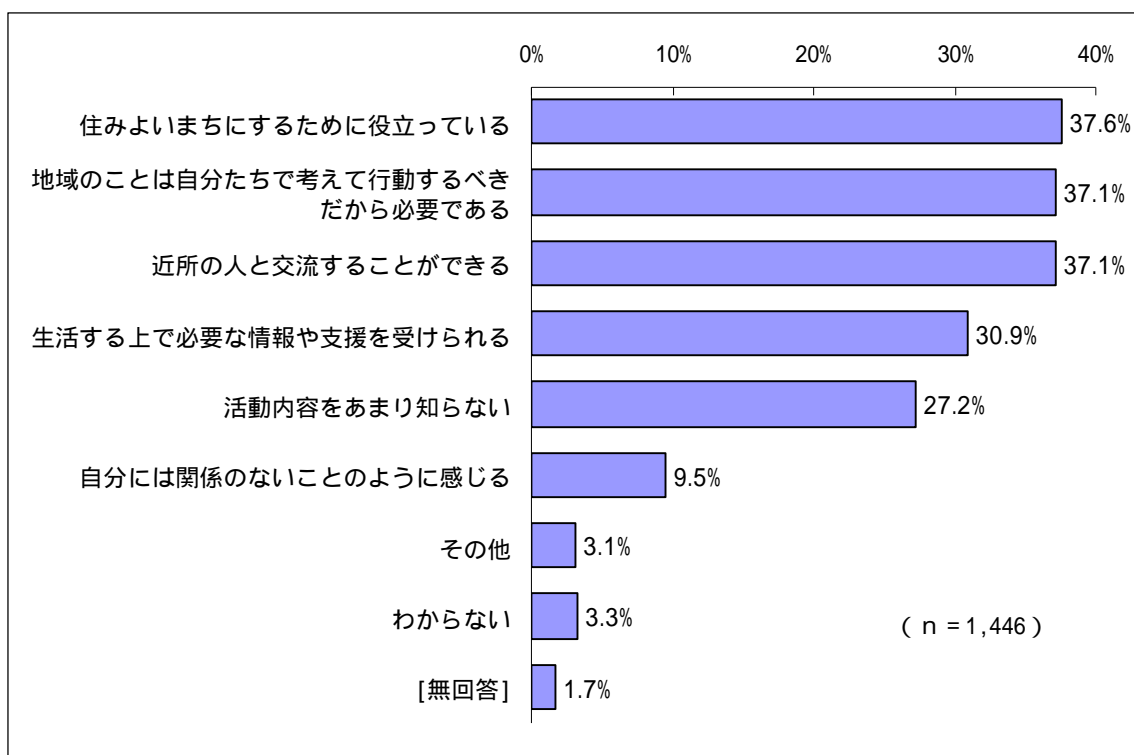
地域活動：地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動。

(例)自治会、こども会、老人クラブ、PTA、消防団などの活動

ア) 地域活動についてどう考えるか

地域活動についてどう考えるか尋ねた結果、「住みよいまちにするために役立っている」(37.6%)、「地域のことは自分たちで考えて行動するべきだから必要である」(37.1%)「近所の人と交流することができる」(37.1%)が上位3つを占めており、地域活動を肯定的に捉えている人が多いことが伺えます。

一方で、「活動の内容をあまり知らない」(27.2%)人も多く、活動内容の周知に努める必要があります。

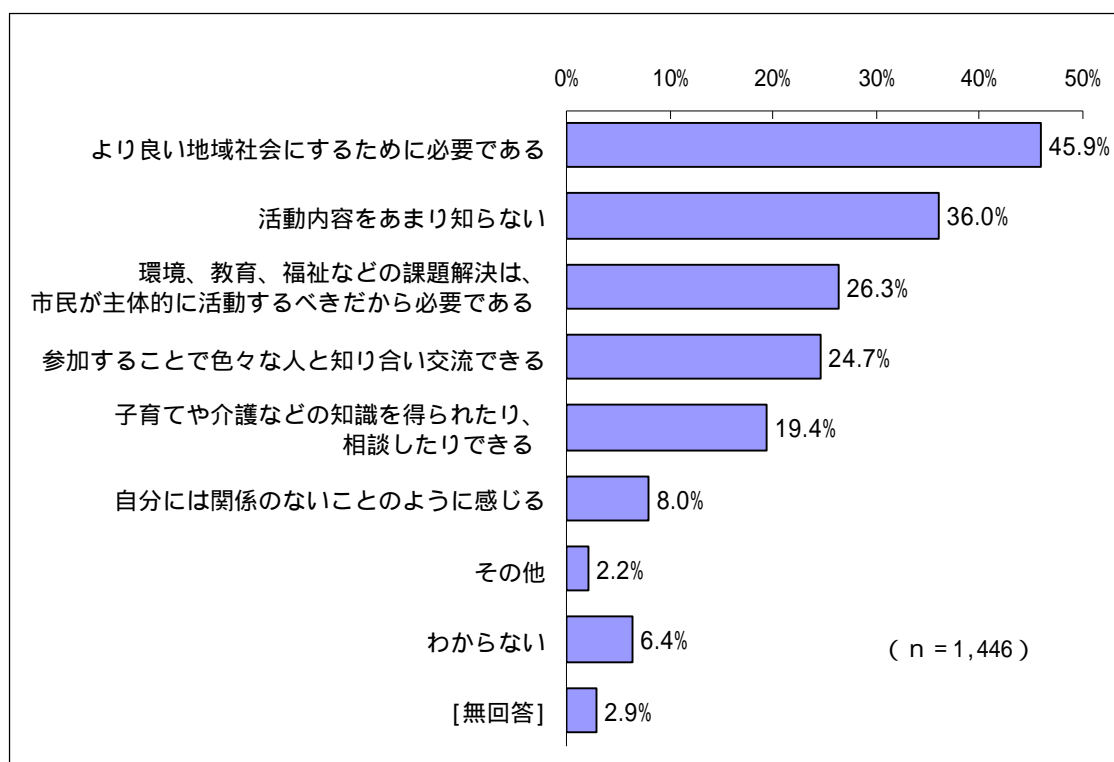


(選択は主なものを3つ以内)

市民活動：市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。
 (例) 非営利活動団体(NPO)、ボランティア団体などの活動

イ) 市民活動についてどう考えるか

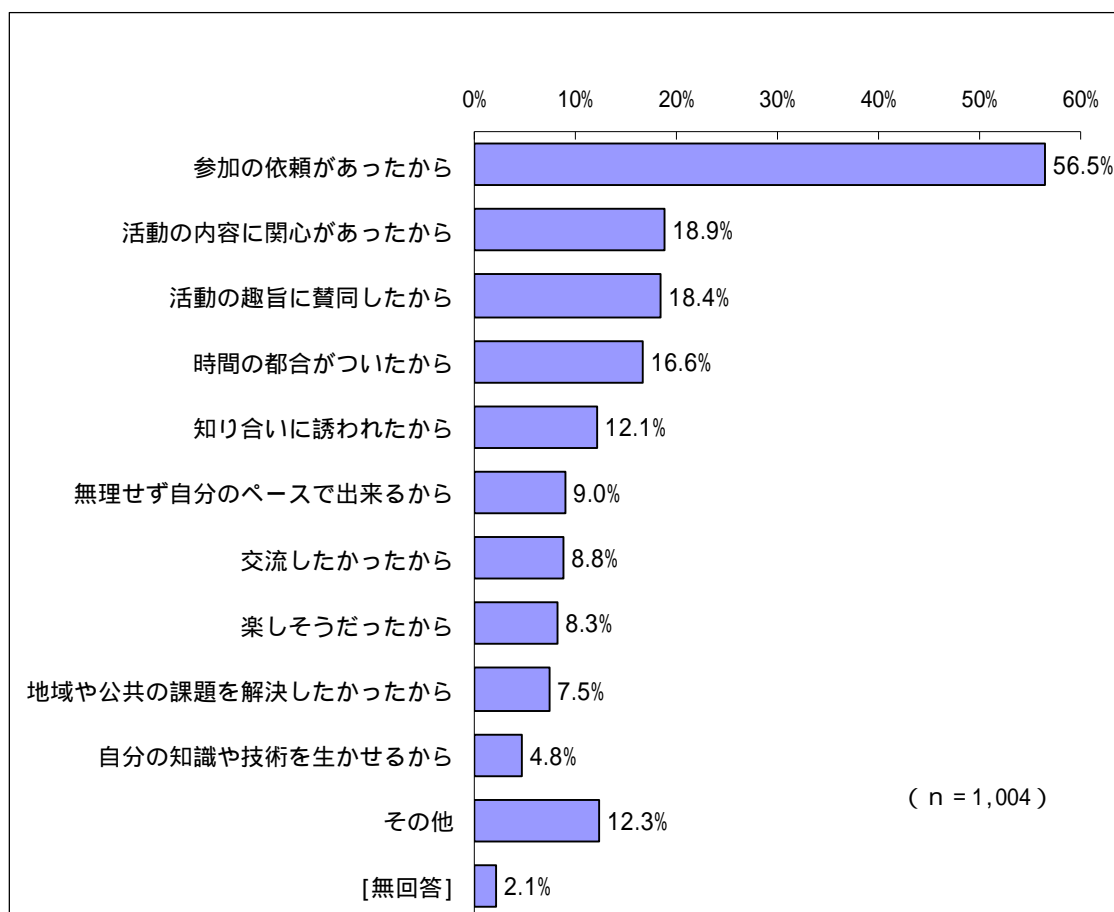
市民活動についてどう考えるか尋ねた結果、「よりよい地域社会にするために必要である」(45.9%)が最も高く、次いで「活動内容をあまり知らない」(36.0%)となっています。市民活動を肯定的に捉えている人が多い一方、「活動の内容をあまり知らない」人は地域活動よりも多く、活動内容の周知に努める必要があります。



(選択は主なものを3つ以内)

ウ) 地域活動に参加した理由

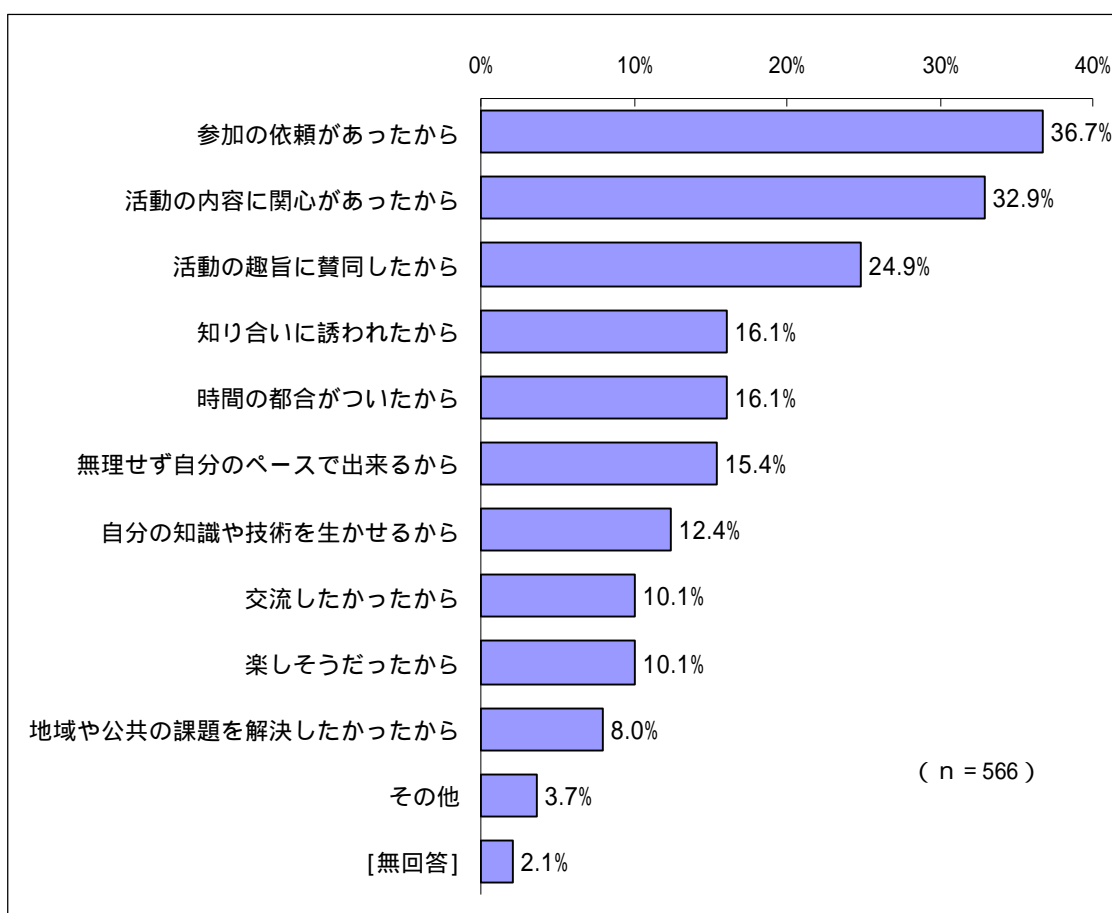
地域活動に参加した理由について、「参加の依頼があったから」(56.5%)が最も高く、次いで「活動の内容に関心があったから」(18.9%)、「活動の趣旨に賛同したから」(18.4%)となっており、直接依頼することが参加のきっかけとなることが伺えます。



(選択は主なものを 3 つ以内)

エ) 市民活動に参加した理由

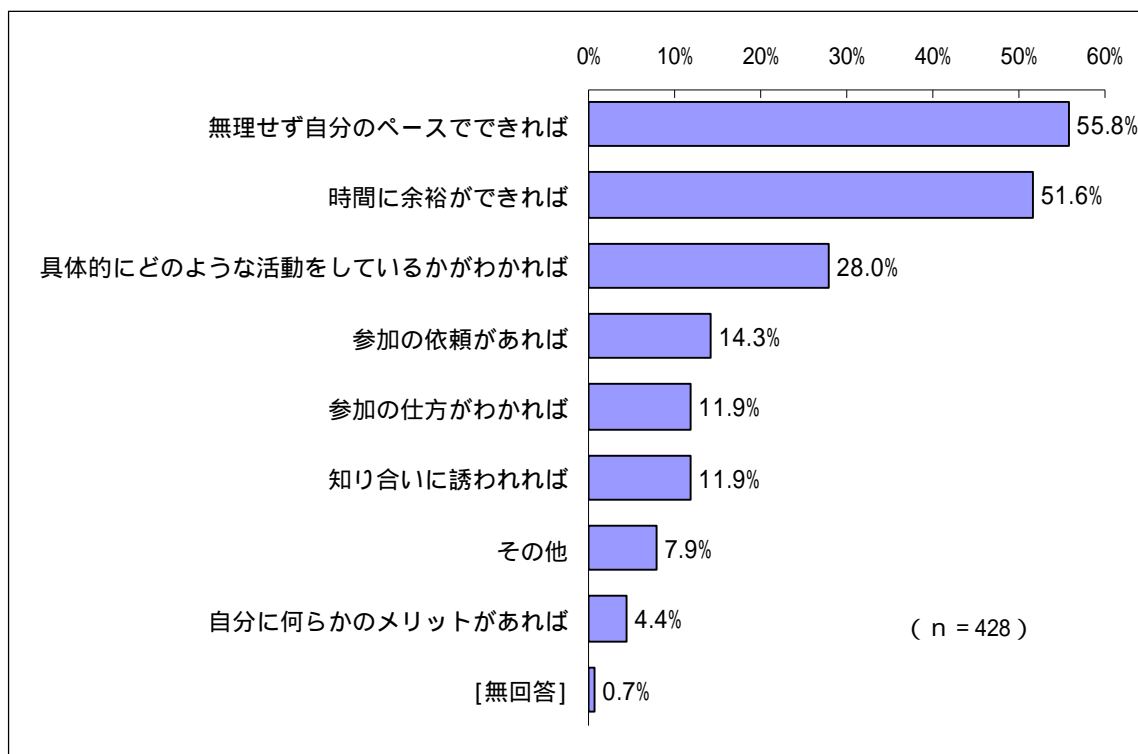
市民活動に参加した理由について、「参加の依頼があったから」(36.7%)が最も高く、次いで「活動の内容に関心があったから」(32.9%)、「活動の趣旨に賛同したから」(24.9%)となっています。地域活動と同じく直接依頼することが参加理由として多くの割合を占める一方、個人の活動への興味が参加の理由として大きいことが伺えます。



(選択は主なものを3つ以内)

オ) 地域活動に参加したことが無い方が、今後参加してもよいと思う条件

地域活動に参加したことが無い方が、今後どのような条件が整えば参加してもよいと思うか尋ねたところ、「無理せず自分のペースでできれば」(55.8%)、「時間に余裕ができれば」(51.6%)が5割以上と高く、次いで「具体的にどのような活動をしているかがわかれば」(28.0%)となっています。活動することが負担にならないよう、年代や地域に合わせた様々な活動の仕方があることを周知していくことが必要です。また、一人に負担が集中しないよう、活動する人材を増やしていくことの重要性も伺えます。

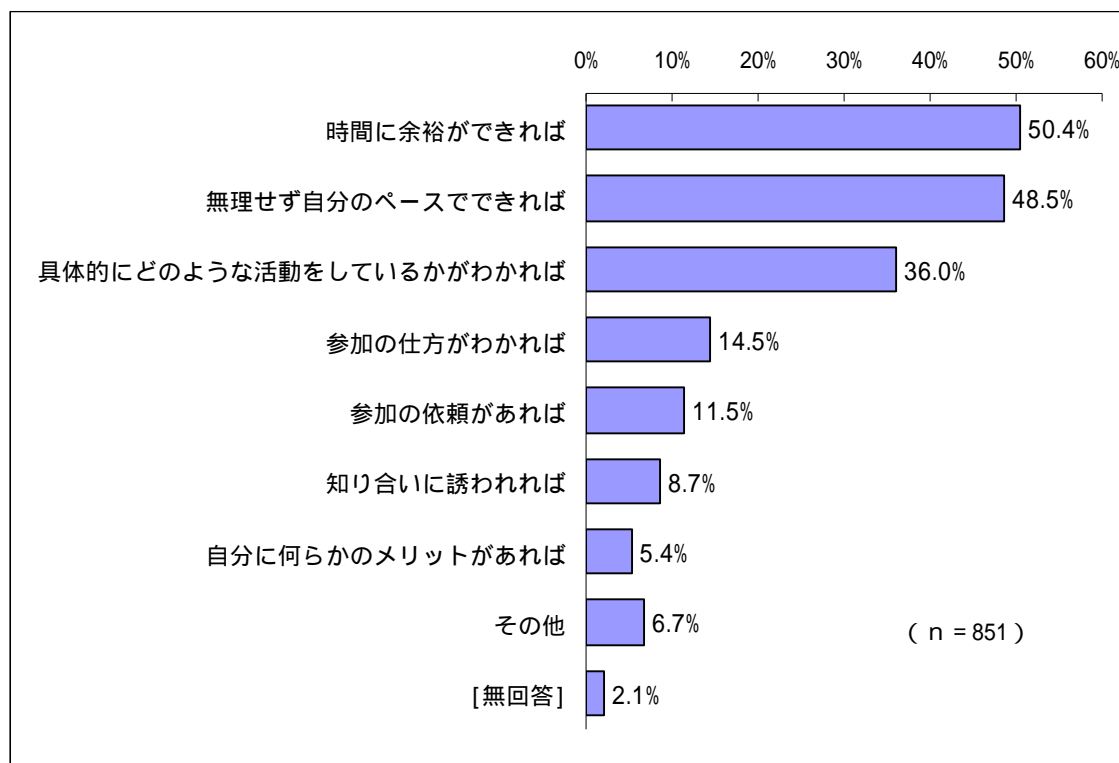


(選択は主なものを3つ以内)

カ) 市民活動に参加したことが無い方が、今後参加してもよいと思う条件

市民活動に参加した理ことが無い方が、今後どのような条件が整えば参加してもよいと思うか尋ねたところ、「時間に余裕ができれば」(50.4%)、「無理せず自分のペースでできれば」(48.5%)が約5割と高く、次いで「具体的にどのような活動をしているかがわかれば」(36.0%)となっております。

市民活動に参加した理由として、活動内容への関心や趣旨への賛同が多かったことから、どのような活動があるのかを周知していく必要があります。



(選択は主なものを3つ以内)

(6) 課題のまとめ

以上の現状分析並びに市民協働のまちづくりに関する意識調査等の結果から、以下の事柄が読み取れます。

(1) 合併後の人口と自治会加入率の推移から...

地域活動の担い手が減少しており、その背景に活動の内容や参加方法が知られていないこと、担い手不足による活動への負担の増加等がある。

【課題】活動に関する情報提供、担い手の育成

(2) 市内のNPO及びNPO法人数の推移から...

市民活動団体は毎年増加しているが、解散する団体もあり、人材や活動資金等、安定的に活動できる仕組みが必要である。

【課題】活動の中心となる人材の育成、活動を支援する仕組み、活動の場やアドバイスを受けられる施設

(3) 大学・企業の活動から...

大学・企業の情報や地域貢献活動等があまり知られておらず、地域活動団体や市民活動団体が大学や企業の専門性を生かして連携する機会が少ない。

【課題】活動に関する情報提供、協働できる機会

(4) 地域のまちづくりの活動から...

地域の特性や人材がまちづくりに生かされるよう、地域の連携をさらに強化していくことが必要である。

【課題】地域に関する情報提供、地域課題等を共有する機会、地域資源や人材を生かす仕組み

(5) 市民協働のまちづくりに関する意識調査等から...

地域活動や市民活動を肯定的に捉える市民は多いが、活動の内容をあまり知らないとする市民も多く、活動に参加したことが無い市民もいる。地域活動や市民活動が活発に行われるようにするためには、活動の内容や参加方法等の情報を提供し、個々の現状に合わせた様々な参加の機会を設けることが必要である。また、活動への参加を依頼する等、積極的に働きかけ、活動を始めるきっかけを作っていくことも重要である。

活動を継続・発展させたり、団体同士が連携を深めるためには、活動の中心となる人材の育成や、お互いをよく理解し合うことが重要である。

【課題】活動の内容や参加方法についての情報提供、活動するきっかけ作り、多様な活動の場の提供、人材育成、お互いを理解し合う機会

これらの事柄を踏まえ、今後、より一層の協働を進めていくために、本市の総合的な課題として、以下のことが挙げられます。

1 情報について

- ・地域活動や市民活動の内容や参加方法、イベントや講座、まちづくりに関する会議や説明会等、まちづくりに関する様々な情報が収集・保存・閲覧できる体制を確立するとともに、情報がどこにあるかについても周知すること。
- ・情報は、情報紙等の紙媒体・インターネット等の電子媒体を併用して発信し、様々な地域や世代の人に広く届けられるようにすること。

2 人材育成について

- ・地域活動や市民活動の方法を学ぶ機会を増やし、学んだことを実際の活動につなげていけるようにすること。
- ・地域活動や市民活動を継続・発展させることのできる人材を育成すること。

3 活動支援について

- ・地域活動や市民活動が安定的に継続できるような支援をすること。
- ・活動を皆で支え合うという意識を啓発し、寄附の促進につなげること。

4 活動の場や機会について

- ・活動の場やアドバイス等を提供し、活動をしている団体同士が連携できる施設整備を支援すること。
- ・活動のきっかけをつくること。
- ・活動が可能な時間や体力的な差等、個々の現状に応じた様々な活動の機会を設けること。

5 協働できる機会について

- ・個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等や市が、お互いを理解し合い、課題や目的を共有する機会を設けること。
- ・協働で事業を行う仕組み（提案制度等）を充実させること。

6 地域特性を生かすことについて

- ・地域の特性や資源を知り、地域の課題や目的を共有する機会を設けること。
- ・地域の魅力や課題解決の実践例を発信する場を設けること。

第3章 取組みの基本的な方向

本計画では、協働の手法を用いて、皆で担う地域社会を実現するための取組みを進めていきます。協働とは、市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することです。互いに支え合い、助け合って協働を推進します。

1 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿を具体的に示します。

「皆で担う地域社会」の具体像

市民が創造する特色ある地域社会

市民の創意工夫が生かされ特色と魅力にあふれる地域社会

- ・まちづくりに関する情報の収集・発信体制が整っている
- ・市民が地域の課題を発見・共有し、話し合い、解決している
- ・市民が地域の魅力を発見・創出し、地域資源（自然資源や人的資源等）を生かしたまちづくりが行われている

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等が協働する地域社会

互いに助け合い支え合いながら各自の役割が発揮される地域社会

- ・自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関する個別の情報が発信されている
- ・市民と市のほか、市民と市民が協働できる仕組みがあり、協働の取組みが活発に行われている
- ・知恵や人的資源等を引き出せる施設が整備され、活用されている

自立的に持続発展する地域社会

協働の楽しさを分かち合い育ち合いながら公共の課題が解決される地域社会

- ・社会的活動を担う人材が育成され、活動を発展させる人材や後継者が揃っている
- ・団体の活動基盤が整備されており、定期的に活動出来る拠点がある
- ・寄附等により、地域活動団体や市民活動団体の財政基盤を皆で支えている
- ・地域活動団体や市民活動団体が自立できる仕組みがある

2 取組みの方向

目指す姿である「皆で担う地域社会」を実現するため、平成26年度から平成31年度までの6年間において、必要な取組みを行います。

取組みの方向を考えるにあたり、第2章(3)現状と課題に基づき、協働を推進するためには、以下の3つの視点に整理できます。

まず、(1)協働についての情報を「知り」、知識等を「学ぶ」こと、その上で(2)それらを実践につなげて「活動し」、継続して活動するために「自立する」こと、さらには、(3)活動している主体同士が「つながり」、共に活動することでお互いが「育ち合う」ことです。この3つの視点を踏まえて、協働の基本原則に基づいて「皆で担う地域社会」を、市民及び市がそれぞれの役割を果たすために必要な取組みを示します。

(1) 協働を知り、学ぶための取組み

協働を推進するためには、まず協働について知り、理解するための取組みが必要です。

市民は、市民一人ひとり、自治会、NPO、大学、企業、団体等の全ての主体がまちづくりを担う主体であることを理解し、皆で支えあい、助け合う意識をもつことが大切です。そのためには、まちづくりに参加する方法や、協働の事例について定期的に広報を行うこと等が必要です。

市は、職員一人ひとりが協働について理解し、積極的に取り組むことが必要です。そのためには、職員研修を充実させるほか、実際に地域活動や市民活動を経験することも大切です。

(2) 実際に活動し、自立するための取組み

協働は異なる主体と連携し、双方の良さを引き出して目的を達成する手段であるため、協働できる相手が必要です。そのためには、協働の相手となる市民が活発に活動し、自立していくための取組みが必要です。

市民は、声かけや見守りなど、負担にならない範囲の活動や、興味を持った活動など、出来ることから活動を始めていくことが大切です。活動することの楽しさや満足感が、活動を継続し、発展させていくことにつながります。

市は、地域活動や市民活動が活発に行われるための環境を作ることが必要です。そのためには、活動を始めるための講座の開催や、活動を継続、発展させていくために必要な人材の育成、財政的な支援、拠点の整備等を計画的に進めていく必要があります。

(3) 様々な主体同士がつながり、育ち合うための取組み

市民と市、市民と市民同士が協働するためには、様々な主体同士がつながるための取組みが必要です。

市民は、インターネット等を利用した交流や、イベント、報告会等に参加することで、つながる機会を得ることができます。団体情報や人材情報等が集まる施設等を利用し、お互いに顔が見える関係を作ることも大切です。

市は、こうした環境を整えるほか、いわゆる縦割り行政から脱却し、各課・機関で定期的に情報を交換し、情報の共有体制を確立することが必要です。

様々な主体同士がつながって、協働することが双方の刺激となり、それぞれが育ち合うこともできます。

以上の3つの取組みは、相模原市市民協働推進条例において定められた「協働の基本原則」に基づいて進められることが肝要です。

協働の基本原則

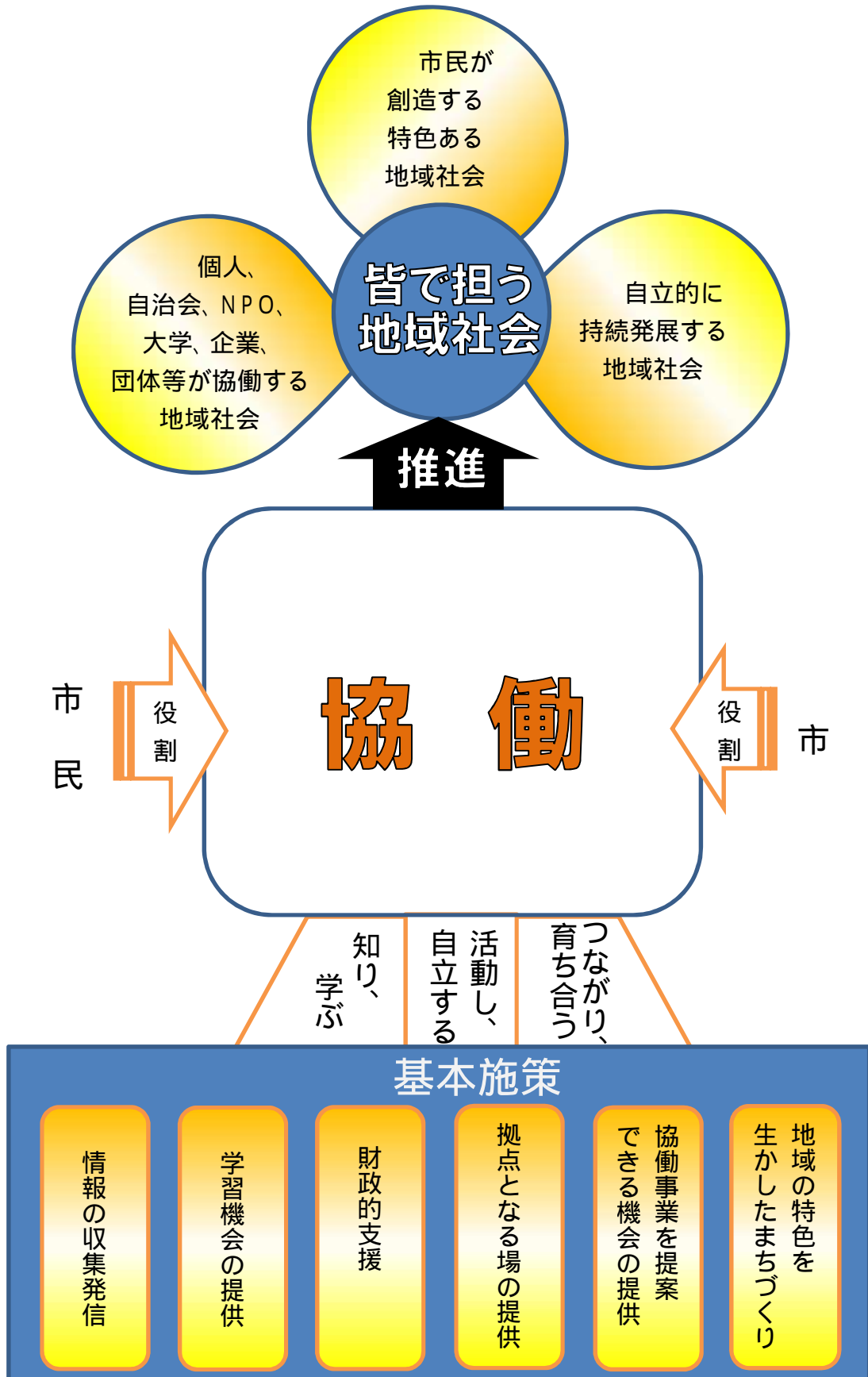
- 1 相互理解 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- 2 目的共有 協働の目的を明確にし、共有すること。
- 3 役割合意と協力 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- 4 自立 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- 5 透明性の確保 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(『相模原市市民協働推進条例』第4条)

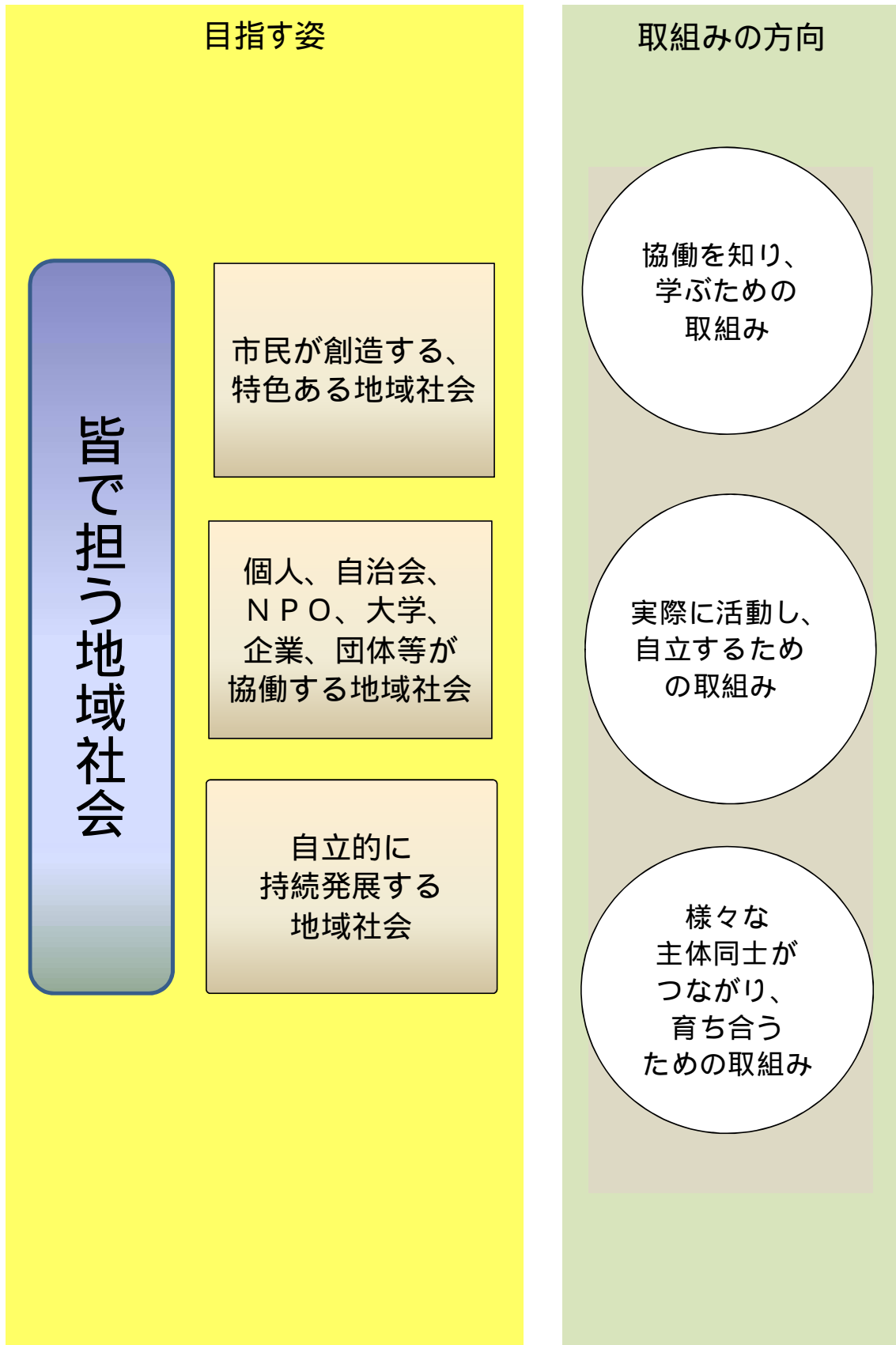
これらに基づいて行動するためには、相手を理解し、話し合い、協議をする場が不可欠です。協議の場に中立な立場で議論を進められる第三者がいると、双方の意向を十分に汲んだ議論をできることが期待できます。

また、協働はお互いの特性を生かして協力し合えることがメリットですが、相手に依存せず、自立して自主的に行動することも求められます。透明性を確保するため、協働にあたっての取り決めや、実施した事業の内容などをインターネットや報告会等で公開すると、公平性や公正性が保たれるのみでなく、その事例から新たな協働につながっていく可能性もあります。

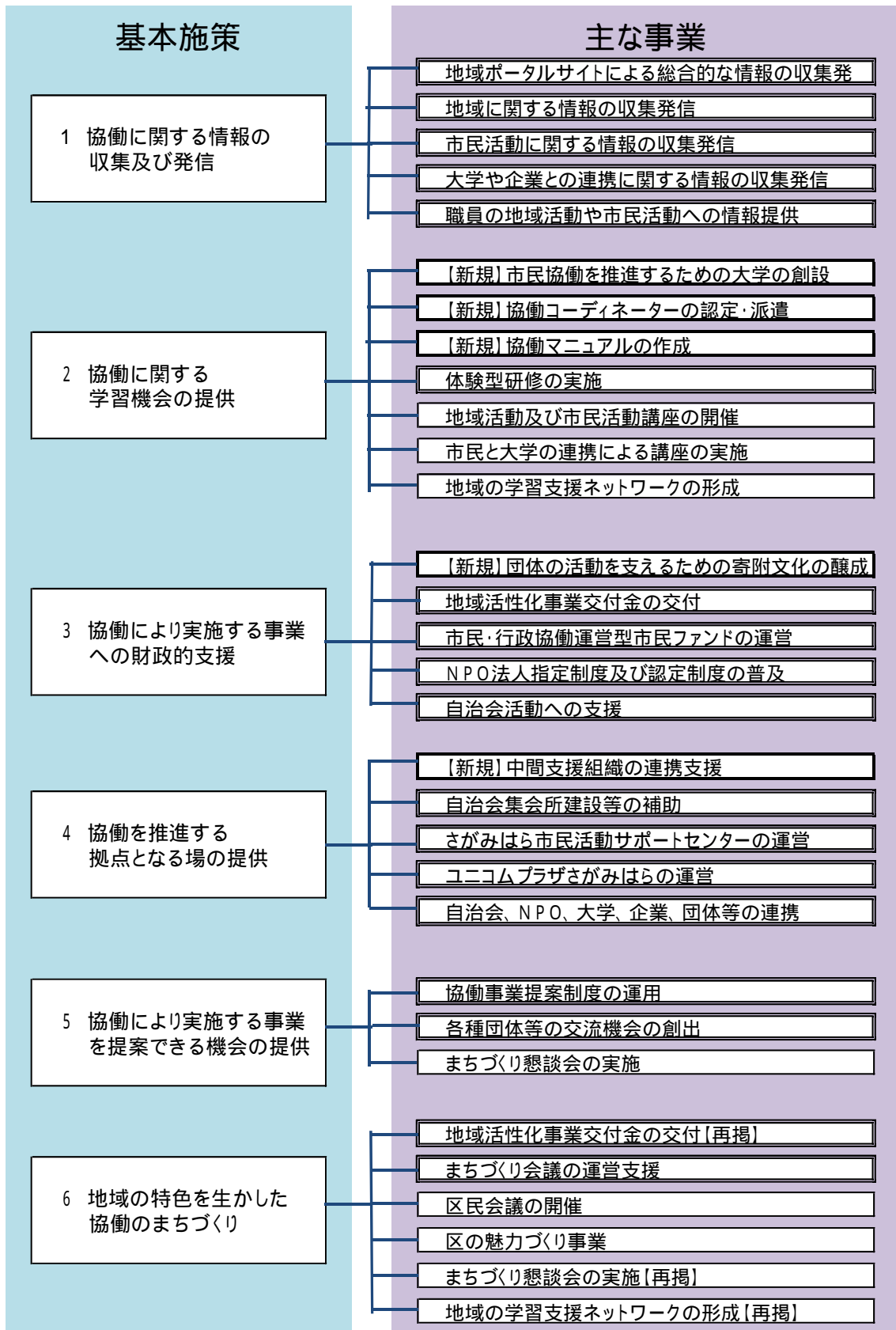
皆で担う地域社会を実現するためのイメージ図



計 画 の



体系図



新規事業
 継続事業（拡充）
 継続事業

第4章 協働を推進するための取組み

本市では、協働を推進するため、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえて、条例に掲げる基本施策を実施するものとし、「皆で担う地域社会」の実現を図ります。基本施策に掲載する主な事業のうち、「新規」事業、継続事業の「拡充」事業は優先度の高い事業として、重点的に実施します。

1 目標と成果指標

本計画期間である、平成26～31年度までの6年間の取組みの目標を以下のとおり設定します。

6年間の目標：「連携強化による、さらなる協働の推進」を目指す

協働が行われるためには、まず、お互いが知り合い、つながることが必要です。本計画期間においては、まちづくりを担う様々な主体同士の連携を強化し、協働が推進されている都市を目指します。協働が推進されている都市とは、これまで連携する機会が少なかった主体同士の連携を深めることで新たな協働が創出され、市民が協働に参加する機会や方法が多様化し、様々な協働が行われている都市です。

目標の達成度については、「新・相模原市総合計画」施策48「皆で担うまちづくりの推進」における地域活動や市民活動への参加率等、数値で表れる外形的な成果指標を活用しながら検証します。

また、今後、協働が推進されたことによる人々の意識や社会の変化など、内面的な効果を測る指標についても研究し、本計画の評価に取り入れていきます。

参考 「新・相模原市総合計画」施策48における成果指標と関連事業

	指 標	基準値 (平成20年度)	中間目標値 (平成26年度)	最終目標値 (平成31年度)
1	地域活動への参加率	30.4%	34.3%	37.4%
2	市民活動への参加率	12.0%	14.2%	16.1%
3	市内のNPO法人数	166団体	220団体	270団体
	施策を構成する主な事業 事務事業名			成果等(平成24年度)
1	地域活動促進事業 地域活性化事業交付金の交付			交付決定件数 153件
2	市民協働推進事業 協働事業提案制度、市民活動推進事業、さがみはら市民活動センター事業、NPO法人の設立認証等に向けた支援			協働事業成案化6割、新規設立認証NPO法人15件)
3	市民・大学交流センターの整備・運営			指定管理者選定、開所

本計画における6年間の目標である、「連携強化による、協働の推進都市」を目指すため、基本施策ごとに次のとおり目標を設定します。

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

目標

自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

目標

地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

目標

活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標

地域活動や市民活動を支援する施設や、主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

目標

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働によりさらに活動を発展させ、育ち合えるようにします。

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

(その他協働を推進するために必要な施策)

目標

地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関れるようにします。

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

目標

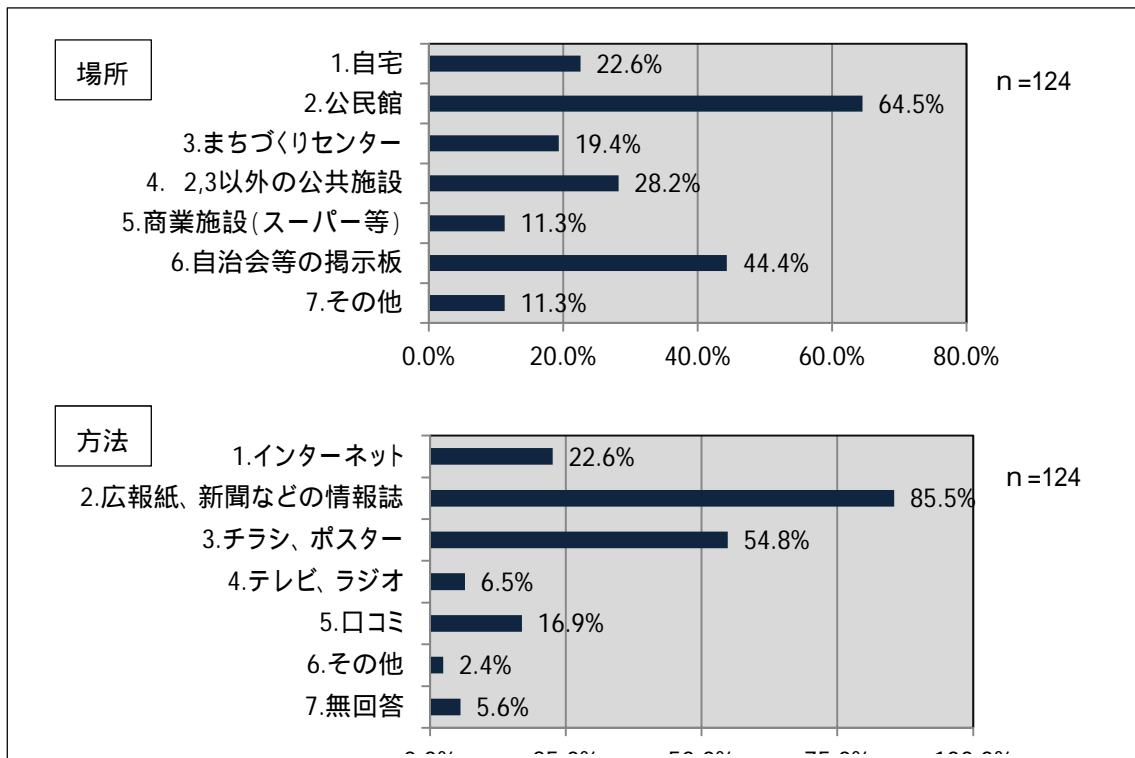
自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

地域活動や市民活動に自ら参加したり、市民と市が手を取りあって連携するためには、まずお互いのことを知る必要があります。

地域活動や市民活動団体の活動内容等を市民に知らせるためには、そうした情報を蓄積して提供できる体制を確立し、普及させることが重要です。また、情報紙、チラシ、ポスター、回覧などの紙媒体のほか、インターネットのホームページ、フェイスブック、ツイッターなど、様々な手段を併用して、情報が広く届くように工夫することも大切です。

情報の発信手段が少ない団体もあるため、そうした団体情報の収集発信にも取り組んでいく必要があります。市の情報や団体情報、地域活動や市民活動の事例やイベント情報など、まちづくりに関する情報の提供を充実させます。

地域活動や市民活動など、協働に関する情報を得る場所及び方法



資料:平成24年度第3回市政モニターアンケート

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
地域ポータルサイトによる総合的な情報の収集発信	継続 (拡充)	地域活動・市民活動団体の活動情報や行政情報の提供、市民同士による様々な地域活動の情報共有などの機能を持つ「さがみはら地域ポータルサイト」を協働により運営します。	SNS ^{注4} のさらなる活用等により、地域ポータルサイトの認知度を高め、利用者を増やします。
地域に関する情報の収集発信	継続 (拡充)	市内22の地区自治会連合会で月1回地域情報紙を発行するための支援を行います。回覧板のほか、インターネット等でも閲覧できます。	インターネット等で誰でも閲覧できることを周知し、多くの市民が見られるようにします。
市民活動に関する情報の収集発信	継続 (拡充)	相模ボラディアが運営している「市民活動団体情報検索システム」やさがみはら市民活動サポートセンターが発行する情報紙「さぼせんナウ」、メルマガ等により団体情報、助成金情報、講座情報等を提供します。	様々な中間支援施設や公民館等と連携を深め、市民活動に関する情報提供の機会を増やし、多くの市民の目に留まるようにします。
大学や企業との連携に関する情報の収集発信	継続 (拡充)	協働の拠点である、ユニコムプラザさがみはら、さがみはら市民活動サポートセンター、公民館等による、市民や大学、企業、市民活動団体や地域活動団体等が連携して行う様々な活動を紹介します。	ホームページや情報紙、SNS等を通じて情報発信を強化します。
市職員の地域活動や市民活動への情報提供	継続 (拡充)	市職員向けに、地域活動や市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供し、自主的・主体的参加を促します。	提供する情報の種類や頻度を増やします。

注4: SNS

Social Networking Service の頭文字で、人と人とのつながりを促進及びサポートする、コミュニティ型の会員制のサービス、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイト。

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

目標

地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

地域活動や市民活動の継続や発展のためには、活動を行う人材が育成されることが重要です。活動を始めてみたい人や、活動を発展させたい人など、様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで、幅広く開催していく必要があります。また、講座を開催するにあたっての講師の派遣や、マネジメントなどの専門的な知識を持つ人材を育成することも必要です。

さらに、市の職員自身も市民と連携していくため、協働を理解する必要があります。多くの職員が研修を受ける機会を設け、体験型の研修など、実践しながら協働への理解を深めていけるように努めます。

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
市民協働を推進するための大学の創設	新規	大学等と連携して、協働を推進するための協働コーディネーターを育成する講座等を開催する（仮称）「市民協働推進」大学の設置について検討し、創設します。	市民と協働で大学の概要、ニーズ、必要な講座等について研究します。
協働コーディネーター ^{注5} の認定・派遣	新規	（仮称）「市民協働推進」大学を修了した人等を協働コーディネーターとして認定し、研修の講師や相談員として派遣する制度等について研究します。	市民と協働で協働コーディネーターに必要な能力や条件等について研究します。
協働マニュアルの作成	新規	協働の理念や方法を分かりやすくまとめたマニュアルを作成し、市職員や市民に協働の意識啓発を行います。	市民と協働でマニュアルを作成し、市職員や希望する市民に配布します。

この事業における大学は学校教育法に定める大学ではありません。

体験型研修の実施	継続 (拡充)	相模ボラディア及び市で主催する「ボランティアチャレンジスクール」等、市民がボランティア体験をする機会を提供します。また、市職員も自治会やNPO等の活動を体験し、理解を深めます。	協働コーディネーター等を通じて、様々な世代の人がボランティア体験できる機会を検討します。
地域活動及び市民活動講座の開催	継続	初めて活動を行う人のための講座や、NPO会計、広報、マネジメント等の活動を発展させていくための講座を開催します。	同左
市民と大学の連携による講座等の実施	継続	ユニコムプラザさがみはら等において市民と大学の連携による地域活動・市民活動を促進するための講座等を実施します。	同左
地域の学習支援ネットワークの形成	継続	地域を中心として、市民、NPO、企業、学校、市によるネットワークを形成し、公民館等教育機関や教育団体によるコーディネートを基に、地域づくりや地域教育力向上のための活動を推進します。	同左

ボランティアチャレンジスクール

中・高校生がボランティア体験に対する認識を深めて、その意欲を高め、さらには、自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を深める機会として、夏休みに開催している。体験分野は福祉、まちづくり、環境、国際交流等があり、NPO法人や市の機関等で活動を体験している。

注5:協働コーディネーター

協働による取組みを行うにあたって、相談や助言、中立的な立場で意見の調整等を行う人。

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

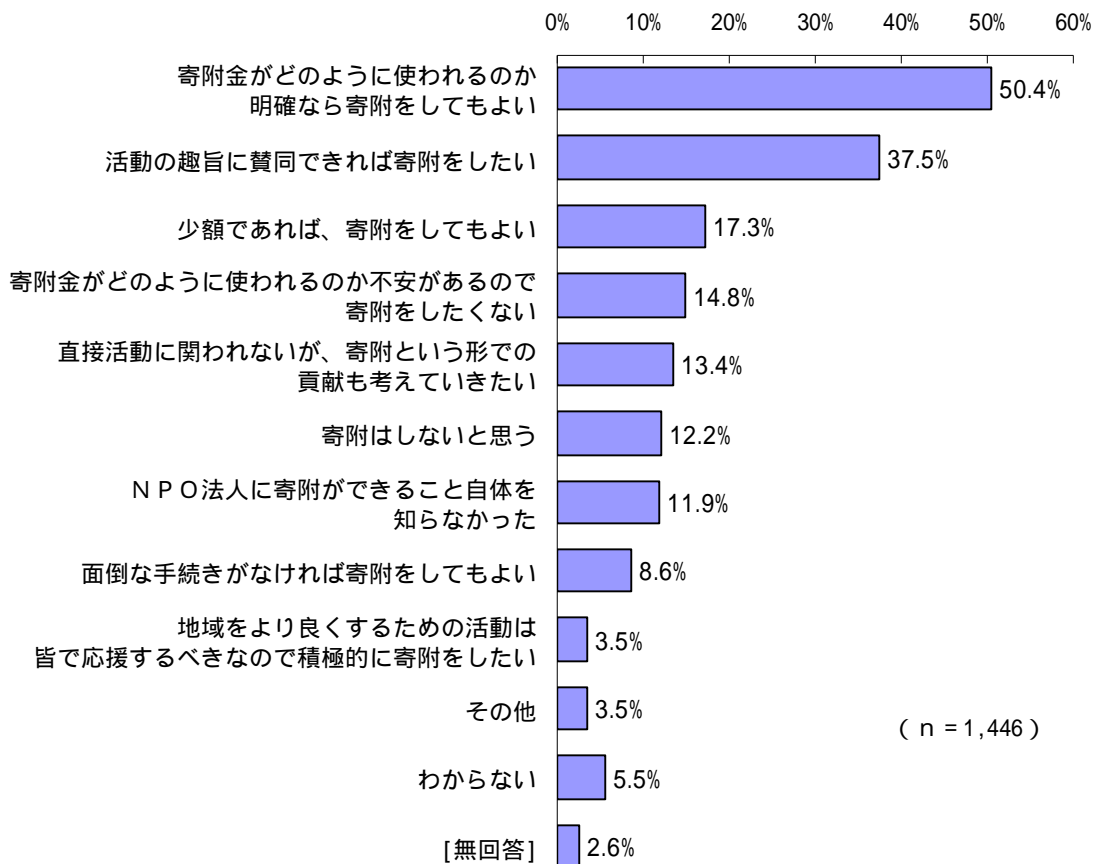
目標

活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

公共的な課題を解決したり、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みも重要です。

このため、団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、皆で活動を支えるという意識啓発等の寄附を促進するための制度、安心して活動を行うための保険加入など、間接的な支援も行います。

図1 地域をより良くするため、市民種を行うNPO法人へ寄附をすることについての考え方



資料：平成25年度「市民協働のまちづくりに関する意識調査」

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
団体の活動を支えるための寄附文化の醸成	新規	団体の活動を寄附により皆で支えていくという意識を啓発するため、寄附の方法や用途等を知るための講座の開催や、NPOの活動を市民が知るための交流会等をします。	寄附に関する講座や、NPOと市民の交流会等を開催します。また寄附につながる仕組みを研究します。
地域活性化事業交付金の交付	継続 (拡充)	より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な事業に対して交付します。	必要性が高い事業は継続していくなど、制度を充実させます。
市民・行政協働運営型市民ファンドの運営	継続 (拡充)	市民や企業から寄附を募り(募金事業)市は集まった寄附金と同額を市民ファンドに支出し、その財源をもとに市民活動団体の公益的活動に対し助成金を交付します。(助成事業)	寄附金を継続的に集められるよう、寄附金がどう使われているか等をホームページや広報紙等を利用してさらに周知し、皆で支え合う意識を一層高めます。
NPO 法人指定制度及び認定制度の普及	継続 (拡充)	住民の福祉の増進に寄与するNPO 法人として、市の条例で指定する制度及び認定制度の普及を図ります。	広報紙やホームページ等を利用して制度の周知等を強化します。
自治会活動への支援	継続 (拡充)	地域コミュニティや防犯、防災、環境美化といった地域活動、防犯灯の設置や維持管理、集会所の建設費用等、自治会の活動などに対し支援します。	地域の実情に応じた見直しをします。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標

地域活動や市民活動を支援する施設や、主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

地域活動や市民活動を行うためには、定期的集まって打合せや作業をする場所が必要です。また、情報が集まり、アドバイスを受けたり、他の団体と交流することが出来る施設があることも重要です。

このため、自治会集会所建設の補助や市民活動を支援する施設を設置し、情報提供や相談業務、交流機会の提供等を行っていますが、地縁をもとに活動する地域活動団体に比べ、市民活動団体が活動できる場所が少なく、公民館の会議室等も地域によって利用のしやすさに差があります。また、さがみはら市民活動サポートセンターのような支援施設が中央区に集中している傾向があります。

市民の身近な場所に拠点を確保するため、各区に同様の機能を持つ施設等の整備を検討するほか、市民活動団体を支援する役割を担う、いわゆる「中間支援組織」^{注6}が連携し合う場を提供することに努めます。

注6:中間支援組織

多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織。

(平成14年 内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」より)

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
中間支援組織の連携支援	新規	環境・福祉等の様々な分野において地域活動や市民活動を行う団体の活動支援を行う、中間支援組織同士の連携を強化します。	定期的な情報交換など、組織同士が連携する機会や場所を提供します。
自治会等集会所建設等の補助	継続 (拡充)	自治会集会所取得に係る補助、融資、及び賃借料を補助します。	地域の実情に応じた見直しをします。
さがみはら市民活動サポートセンターの運営	継続 (拡充)	市民活動を支援する拠点として市民活動団体が運営を行います。会議や打合せ、作業などの場の提供や活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動活性化講座や市民活動フェスタの開催、さらにこれから団体を立ち上げるにあたっての運営等の相談などを行います。	「さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会」からの提言に基づき、新たな市民活動サポートセンターの整備の検討や、安定した運営のための条件整備に努めます。
ユニコムプラザさがみはらの運営	継続 (拡充)	地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図る拠点として設置したセンターを運営します。	交流・発信機能、学習・研究機能、橋渡し機能の施設特性を生かし、地域と大学などが連携して地域の課題解決や地域の活性化に取り組めるよう支援を強化します。
自治会、NPO、大学、企業、団体等の連携	継続 (拡充)	さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはら等による主体間の連携を強化します。	様々な主体同士が連携できる、交流会やイベント等の機会を提供し、開催を支援します。

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

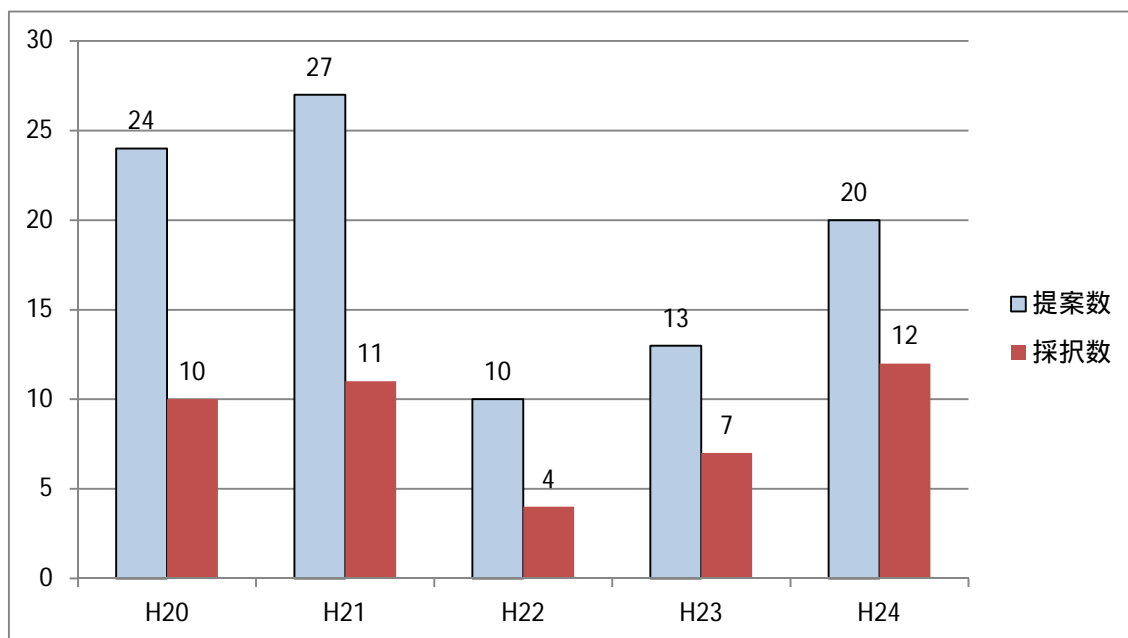
目標

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働によりさらに活動を発展させ、育ち合えるようにします。

市民一人ひとりや、自治会、NPO、大学、企業等の団体や市が、それぞれの特性を生かして連携、協力することで、新しい発想を得られ、活動の幅が広がるなど、協働することで効果的に事業が行えることがあります。

市は、市民と行政の協働事業を提案できる制度を運営し、これまで環境、福祉、子育てなど様々な分野で協働事業を実施しました。協働事業提案制度事業の審査、報告等は公開で行われていますが、事業内容をより広く知ってもらうために事例集や発表などによる広報に努めます。

協働事業提案制度 提案件数及び採択数



資料 市民局市民協働推進課

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
協働事業提案制度の運用	継続 (拡充)	市民が抱える公共的な課題の解決をめざし、市民活動団体と市が協働で事業を実施するための仕組みを支援します。	協働事業提案制度を充実するとともに、事業成果を積極的に発信します。また、職員の協働に関する意識を高め、制度の浸透を図ります。
各種団体等の交流機会の創出	継続 (拡充)	さがみはら市民活動サポートセンターや、ユニコムプラザさがみはら等において、協働するきっかけとなるような交流機会を創出します。	協働による取組みを推進するため交流機会の充実を図ります。
まちづくり懇談会の実施	継続	まちづくり会議の構成員の皆様と、市とが意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考えていきます。	同左

協働事業提案制度

市民及び市双方からの提案に基づき、協働して地域の課題や公共的な課題の解決を図る仕組み。市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う市民提案型協働事業と、市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を行政提案として示し、その概要書をもとに、市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う行政提案型協働事業がある。

まちづくり懇談会

まちづくり会議の構成員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進するため、市内 22 のまちづくり会議ごとに、市と共同して年に一回開催する懇談会。

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

目標

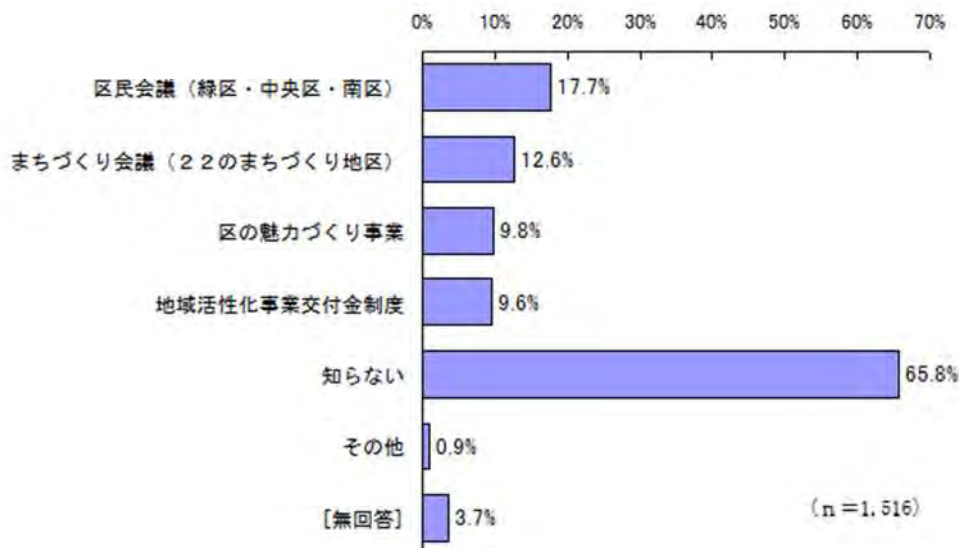
地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関れるようにします。

本市には、商業ビルやマンション等が立ち並ぶ都市部から、水や緑に恵まれた山間部まで、様々な地域があります。それぞれの地域の魅力や抱える課題は地域ごとに異なり、地域の特色を生かしたまちづくりを行う必要があります。

このため、各区に区民会議を設置するとともに、22地区に設けられたまちづくり会議の運営を支援するなど、それぞれの地域での課題共有や地域の活性化に取り組んでいます。

しかし、区ごとのまちづくりを推進するための市の取組みを「知らない」とする人が多く、地域の特色をまちづくりに生かすためには、より多くの人が地域の課題を共有し、地域資源（自然資源や人的資源等）を生かした魅力づくりをすることが重要であることから、各地域での連携を推進します。

図2 住民主体のまちづくりのための取組みの認知



資料:平成24年度「市政に関する世論調査」

【主な事業】

事業名	新規・継続	事業内容	今後の取組み
地域活性化事業交付金の交付	継続 (拡充) 【再掲】	より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な事業に対して交付します。	必要性が高い事業は継続していくなど、制度を充実させます。
まちづくり会議の運営支援	継続 (拡充)	各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、その解決に向けた活動に協働で取り組むための話し合いの場である、まちづくり会議の運営を支援します。	他の地区の課題についての情報交換や事例紹介など、課題等を共有できる機会を増やします。
区民会議の開催	継続	区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化する方策等について協議する場で、地域特性を生かした区民主体によるまちづくりを推進します。	同左
区の魅力づくり事業	継続	区民どうしの一体感をはぐくみながら、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図るため、区独自の魅力を再発見し、新たな魅力として区内外に情報発信するなど、「区の魅力づくり」に向けた事業を実施します。	同左
まちづくり懇談会の実施	継続 【再掲】	まちづくり会議の構成員の皆様と、市とが意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考えていきます。	同左
地域の学習支援ネットワークの形成	継続 【再掲】	地域を中心として、市民、NPO、企業、学校、市によるネットワークを形成し、公民館等教育機関や教育団体によるコーディネートを基に、地域づくりや地域教育力向上のための活動を推進します。	同左

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の施策を総合的、かつ計画的に推進するため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で構成する「相模原市市民協働推進審議会」に意見を求めるとともに、市の庁内組織として各関係課長級職員で構成する「市民協働推進会議」において、各局部課間の横断的な総合調整を行います。

また、市民が構成するまちづくり会議の開催や、中間支援組織同士の連携を支援するなど、市民と市及び市民と市民の連携を進めます。

2 実効性の確保

本計画における施策の実施に当たっては、次の取組みにより実効性を確保し、着実に推進します。

本計画の実効性を確保するため、以下のとおり取り組みます。

平成 26～29 年度

毎年度、各施策の進捗状況等をまとめます。

相模原市市民協働推進審議会に報告し、意見を伺います。

同審議会における意見を含め、進捗状況等を広報紙・ホームページ等を通じて市民に情報提供します。

平成 31 年度に向けて

本計画に掲載した内容について、本計画終了年度の前年度である、平成 30 年度に全体の評価を行います。

社会環境の変化と、まちづくりに関わる市民及び市の現状に応じた見直しを行います。